

事業名：身体障害者訪問入浴サービス事業

福祉課 障がい福祉係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	04 障がい者福祉の充実								
基本事業	01 在宅福祉サービスの充実								
開始年度	平成15年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

重度の肢体不自由障がい者

手段（事務事業の内容、やり方）

障がい等により自宅での入浴が困難な場合、申請に基づく利用決定を受けた者に対し、移動入浴車が自宅を訪問し、入浴サービスを提供する。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

身体の清潔を保持し、心身機能を維持することで日常生活を充実かつ過ごしやすくすることができる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	重度の肢体不自由障がい者数（4月1日）	人	1,312	1,285	1,298	1,285
対象指標2						
活動指標1	委託事業者数	事業所	2	3	3	3
活動指標2						
成果指標1	訪問入浴サービス利用者数	人	6	5	5	5
成果指標2	訪問入浴サービス延べ利用回数	回	278	231	237	520
事業費(A)		千円	3,509	2,920	2,997	4,263
正職員人件費(B)		千円	401	401	391	391
総事業費(A+B)		千円	3,910	3,321	3,388	4,654

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	業者への委託による訪問入浴サービスの提供	訪問入浴サービス業者への委託料 3,000千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
訪問入浴サービス事業は、身体障害者デイサービス事業の一環として実施していた。しかしデイサービス事業が平成15年4月より支援費サービスに移行し、訪問入浴のみ別の単独事業として残ったため、平成15年より当事業を開始した。	
事業を取り巻く環境変化	
18年4月から、制度改正により総合支援法になったが、事業は継続して行っている。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由根拠 <p>総合支援法のデイサービス事業を利用することができない在宅の重度身体障がい者に対し、日常生活の一部である入浴行為をサポートすることは妥当である。</p>
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由根拠 <p>対象者は少ないものの在宅生活を支援している。</p>
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由根拠 <p>利用者数は少ないものの、定期的にご利用されており、重度身体障害者の在宅生活を充実かつ過ごしやすくしている。また、週1回の利用であった本事業を、平成22年度より、夏期においては週2回まで可能としたことにより、利用者の在宅生活をより支援できていると考えられる。</p>
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由根拠 <p>今後対象者数が増加することがあれば成果も向上する。</p>
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありませんか？	
ある なし	理由根拠 <p>委託単価が決められているためコストは削減は難しい。</p>